

令和 年 月 日

保護者様

相模原市立由野台中学校  
校長 嶋野 智文

## インフルエンザによる出席停止について

向寒の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、これから寒さが増すにつれ、風邪やインフルエンザ等で欠席する生徒の増加が予想されます。学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他生徒への蔓延・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

インフルエンザの出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでとします。

解熱日について学校にご連絡下さい。その際に、登校可能日をお伝えいたします。

登校可能日になっても頻繁な咳き込みや全身のだるさ等インフルエンザに関連する症状が残り、回復が遅い場合も出席停止期間となりますので、再度ご連絡下さい。

なお、インフルエンザに関しては、医療機関より治癒証明書が発行されません。そこで本校では、学校所定の「治癒報告書」（下記）を提出して頂くようお願いしています。裏面に出席停止期間の例を記載してあります。登校可能になりましたら、下記の報告書に保護者が記入・押印のうえ、担任へ提出してください。

-----  
切 り 取 り 線  
-----

## インフルエンザ治癒報告書

◆ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

◆ 診断されたインフルエンザの型（分かる場合は記入して下さい）

\_\_\_\_\_ 型

◆ 医師よりインフルエンザと診断された日付

令和 年 月 日

◆ 解熱した日

令和 年 月 日

◆ 病 院 名 \_\_\_\_\_

◆ 学校を欠席した期間

\_\_\_\_\_ 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 日

\_\_\_\_\_ 年 月 日より学校へ登校させます。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(例)

	水	木	金	土	日	月	火	水
発症日の翌日 解熱した場合	発	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
発症日以降2日目 に解熱した場合	症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
発症日以降3日目 に解熱した場合	日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
発症日以降4日目 に解熱した場合		発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	登校可能
					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	

※解熱日が延びると、出席停止期間も延びることになります。